

お客様各位

平成30年10月1日

秋晴れの心地よい季節となり、街路樹の葉も日ごとに赤や黄色に彩りをましていますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 消費税引き上げに伴う請求書保管について
3. コラム働き方改革～就業規則の見直し・時間外労働編

1. 今月の事務

今月の事務関係は、社会保険の標準報酬の切替えと労働保険の概算保険料第2期分納付があります。

7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時決定により、9月分の健康保険・厚生年金保険の標準報酬が切り替わり、10月支給の給料から変更後の標準報酬で社会保険料従業員負担分を計算します。なお、昨年まで毎年引き上げられてきた厚生年金保険料率は18.3%で固定されています。

そして、労働保険の概算保険料は一括納付が原則ですが、年度更新の際に「延納」の申請をすることにより、3期に分割して納付することができます。この「延納」を申請した場合の労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。所轄の労働局から納付書が送られてきますので、内容を確認し、期日までに納付しましょう。

更に、最低賃金の引上げがあり、兵庫県内の最低賃金は、従前の時間給844円から10月1日からは871円になります。この最低賃金は、原則として、事業場で使用される正社員、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。なお、鉄鋼業や塗料製造業など特定の6業種については、『特定(産別)最低賃金』が設定されておりますので、ご注意ください。

労働基準監督署の調査で、最低賃金を下回っていることが指摘されると、最低賃金法違反として50万円以下の罰金が課せられます。

2. 消費税引き上げに伴う請求書保管について

来年10月から予定される消費税率の引上げと同時に、食料品などに軽減税率が適用され、軽減税率の対象取引がある場合には、請求書等には新税率10%と軽減税率8%を区分して記載し、また、新税率10%と経過措置による旧税率8%の取引が混在している場合にも区分記載が必要となります。

この複数税率の区分経理に対応するよう、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、2023年10月に導入される「インボイス方式」までの措置として、「区分記載請求書等保存方式」が適用されます。

これは、売り手が発行する請求書に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額(税込)の記載を加えるものです。売り手には、現行どおり、区分記載請求書の交付義務・保存義務がないため、仮に売り手が①と②の記載を省略しても、売り手には不都合は生じませんが、買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とされることから、買い手が①と②を記載することになります。

そして、この区分記載請求書は免税事業者も交付できて、買い手は仕入税額控除が可能となることがインボイス方式と異なります。

いわば、「区分記載請求書等保存方式」では買い手側の負担が増えますが、「インボイス方式」では適格請求書発行事業者の登録・記載など売り手側に負担が増えると考えられます。

3. コラム働き方改革～就業規則の見直し・時間外労働編

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とし、これを「法定労働時間」といいます。この法定労働時間を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせるには、労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）を締結して、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1か月、1年当たりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。実は、この時間外労働は青天井であり、何百時間でも設定できてしまう状況が問題視されていました。

働き方改革の大きな目標である労働時間削減を実現するため、36協定に関して、平成31年4月より、下記の罰則付きの上限が設けられます。ただし、中小企業への適用は1年遅れの2020年4月からとなります。

時間外労働の上限（「限度時間」）は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間、2～6カ月の複数月平均80時間以内（休日労働を含む）とし、単月でも100時間（休日労働を含む）を超えることは認められません。

実は、これには上手に休日労働を組み合わせることで、休日労働を含めた年間の時間外労働を960時間まで行わせることが可能なのです。興味のある方は弊事務所にお問い合わせください。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>